

陳情第 5 号

立憲主義を否定する政府の憲法解釈変更による集団的自衛権行使に反対する意見書の提出を求める陳情

1 受理年月日 平成26年4月23日

2 陳情者 立川市幸町5-67-32
折井 晓

3 陳情の要旨

安倍首相は、今通常国会において、「(集団的自衛権の行使容認は) 政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることで可能だ」「最高責任者は私だ。政府の答弁に私が責任を持って、その上で選挙で審判を受ける」と答弁しています。

これまで歴代の自民党政権は、日本国憲法が軍備の放棄と交戦権を否認しているもとで「自衛のための最小限の軍備の保持と我が国に対する武力攻撃があった場合、自衛のための必要最小限度の実力行使は憲法上認め自衛権は認められる。集団的自衛権はその範囲を超える故に認められない」(要旨)との立場を取ってきました。

安倍首相の答弁は、憲法のもっとも中心である立憲主義、国民主権を極めて乱暴に蹂躪するもので、この答弁が許されるなら近代民主国家の基盤である法治国家が否定されます。

国民の多数は、憲法第9条にも、集団的自衛権にも、そして海外での武力行使にも反対しています。いま、日本が戦後歩んできた平和国家から、戦争できる国に変貌を遂げるのか、歴史の岐路に立たされています。

一たび戦争に巻き込まれれば、米軍横田基地を抱える、立川市民のくらしといのちは、非常に危険なものとなり、絶対に許すことはできません。

したがって、立川市議会が、国会および政府に対し、立憲主義を否定する政府憲法解釈の変更による集団的自衛権行使に対し、安倍首相の方針の撤回を求める意見書を提出することを陳情するものです。